

外国の法人税等の額の控除  
に関する明細書（その2）

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

第七号の二様式（令和四年改正）

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細				
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 <sup>⑩</sup>	当期控除額 <sup>⑰</sup>	翌期繰越額 ( <sup>⑩</sup> - <sup>⑰</sup> ) <sup>⑱</sup>	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) <sup>①</sup>	円	・	道 民 府 県 税		/	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑧) <sup>②</sup>		・	市 民 町 村 税			
	計 ( <sup>①</sup> + <sup>②</sup> ) <sup>③</sup>						
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額(別表1の①、 同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) <sup>④</sup>		・	道 民 府 県 税			
	外国税額のうち④の額を超える額は 上段に、④と⑥の合計額を超える額は 下段に <sup>⑤</sup>		・	市 民 町 村 税			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) <sup>⑥</sup>		・	道 民 府 県 税			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) <sup>⑦</sup>		・	市 民 町 村 税			
	前3年以内の控除余裕額のうち当期 加算額(別表1の②)は上段に、 ②は下段に <sup>⑧</sup>	(イ) (ロ)		・	道 民 府 県 税		
	計 ( <sup>⑥</sup> + <sup>⑧</sup> (イ)は上段に、 <sup>⑦</sup> + <sup>⑧</sup> (ロ)は下段に) <sup>⑨</sup>			・	市 民 町 村 税		
	当期分の控除外国税額 ( <sup>⑤</sup> 又は⑨の各段のうち少ない額) <sup>⑩</sup>	(イ) (ロ)		・	道 民 府 県 税		
⑩又は当初申告税額控除額 <sup>⑪</sup>	(イ) (ロ)		・	市 民 町 村 税			
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 <sup>⑫</sup>	(イ) (ロ)		計 <sup>⑫</sup>	道 民 府 県 税			
法第53条第42項及び第321条の8第42項に より控除できる金額(別表7(その2)の⑧) <sup>⑬</sup>	(イ) (ロ)		当期分	市 民 町 村 税			
当期分として算定した法人税割額 ( <sup>⑭</sup> 若しくは <sup>⑮</sup> 又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、 第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは 第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩) <sup>⑭</sup>				道 民 府 県 税			
当期において控除する外国税額及び税額 控除不足額相当額(⑩若しくは(⑪+⑫+ ⑬)のうち少ない額又は⑪及び⑫) <sup>⑮</sup>			翌期繰越額計	市 民 町 村 税			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所			従業者数 又は補正 後の従業者 数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額等 <sup>⑰</sup>	各都道府県ご とに算定した 法人税割額 <sup>⑳</sup>	各都道府県ご とに控除する外国 税額等(⑰又は ⑲のうち少ない 額) <sup>㉑</sup>	従業者数 又は補正 後の従業者 数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額等 <sup>㉒</sup>	各市町村ご とに算定した法 人税割額 <sup>㉓</sup>	各市町村ご とに控除する外国 税額等(⑳又は㉑ のうち少ない 額) <sup>㉔</sup>
特 別 区 以 外	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円
	小	計		㉕				㉖		
特別区				㉗((⑰(イ)+⑱(イ)+ ⑲(イ))- ㉕)				㉘((⑰(ロ)+⑱(ロ)+ ⑲(ロ))- ㉕)		
	合	計		㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞
				控除未済繰越 額 ( <sup>㉙</sup> - <sup>㉛</sup> ) <sup>㉟</sup>						
							控除未済繰越 額 ( <sup>㉜</sup> - <sup>㉞</sup> ) <sup>㊱</sup>			

(注) ⑧～⑮の各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分をそれぞれ記載してください。

⑩～⑮の「道府県民税」「市町村民税」の各欄は、上段に控除未済外国法人税等額、下段に控除未済税額控除不足額相当額をそれぞれ記載してください。